

外国人介護職員が長く働ける、魅力ある埼玉介護の促進補助金 Q & A

1 (全般) 対象施設・対象者について

Q 1 当法人には、技能実習生や特定技能外国人が在籍している。しかし、介護福祉士資格取得に向けた支援は行っていない。この場合、補助金の対象となるか。

A 1 対象となりません。介護福祉士資格取得に向けた支援を行っている介護施設等が補助の対象となります。(令和4年度以前の補助金制度とは異なります。)

Q 2 当法人では技能実習生を雇用しているが、本人が5年の在留期間が終わったら母国へ帰ることを希望しており、介護福祉士資格取得に向けた支援は行っていない。この場合、補助金の対象となるか。

A 2 対象となりません。本事業の対象となる外国人介護職員は、在留資格を問わず介護福祉士資格取得を目指している者です。(令和4年度以前の補助金制度とは異なります。)

Q 3 技能実習生の対象職種に「医療・福祉施設給食製造」は含まれるか。

A 3 含みません。技能実習生の対象職種は「介護」のみとなります。
また、特定技能外国人についても、介護に従事する者のみ対象となります。

Q 4 雇用予定である者は対象となるか。

A 4 年度内に雇用する場合は対象となります。ただし、雇用予定であることを証明できる書類の提出が必要です。また、対象者が入居していない期間の家賃等は補助対象外です。

Q 5 申請後に新たに外国人介護職員を雇用することになったため、対象者を追加したい。

A 5 後から対象者を追加することはできません。申請は一度にまとめて行ってください。

2 介護福祉士資格取得に必要な経費について

Q 6 実務者研修の受講料は補助対象か。

A 6 実務者研修の受講料は本補助金ではなく、「介護職員資格取得支援事業(実務者研修受講料)補助金」を申請してください。

3 コミュニケーションを促進する取組に係る経費について

Q 7 日本語能力試験の受験料は補助対象か。

A 7 N 1、N 2、N 3のみ補助対象とします。

Q 8 日本語学習の支援について、日本語講師に資格要件はあるか。

A 8 講師の資格要件はありません。

Q 9 登録支援機関に委託して実施する「日本語学習の機会の提供」に係る経費は補助対象か。

A 9 対象となりません。1号特定技能外国人支援計画に記載された事項は、登録支援機関に委託するものであっても、受入事業者が自ら実施するものであっても対象外とします。

Q 10 監理団体等への手数料は補助対象か。

A 10 対象となりません。技能実習生及び特定技能外国人の受入れにあたり、義務的に発生する費用は対象外です。

Q 11 日本語学習に使用するパソコンやタブレット端末の購入費は補助対象か。

A 11 パソコンやタブレットを他の用途でも使用する場合は、補助対象となりません。

Q 12 通信費2年分付きの多言語翻訳機を購入したが、全額補助対象か。

A 12 当該年度分のみ補助対象となりますので、按分してください。

Q 13 交流会に係る飲食代は補助対象か。

A 13 飲食に係る経費は対象となりません。

4 留学生が在籍する日本語学校の学費について

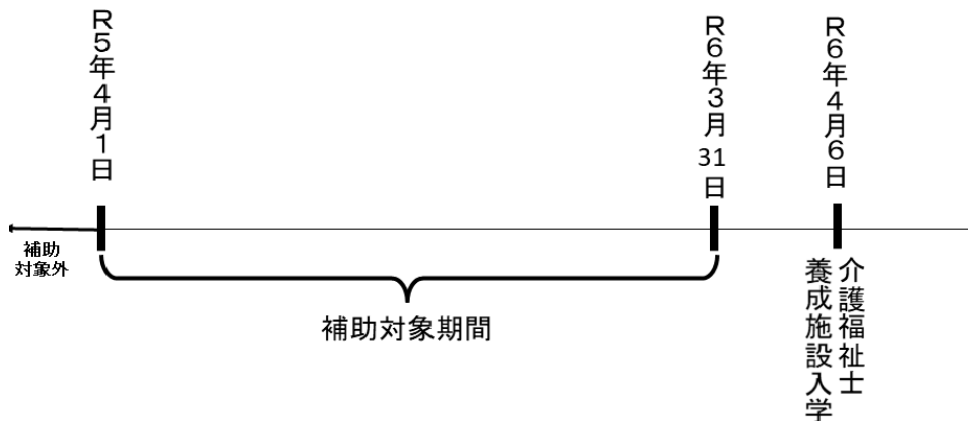
Q 14 留学生の介護福祉士養成校に係る経費は補助対象か。

A 14 対象となりません。

Q 15 介護福祉士養成校入学時に就学資金の貸付を受ける場合、本補助金の対象となるか。

A 15 介護福祉士養成校入学前までの日本語学校在籍期間の対象経費が本補助金の補助対象となります。

(例) 日本語学校の修学期間が1年間の場合



5 技能実習生または特定技能外国人の地域生活費について

Q16 敷金、礼金、更新料、保証金、仲介手数料は補助対象か。

A16 対象となりません。

Q17 一室に複数人で居住している場合はどのように計算するか。

A17 居住・使用人数で按分し、対象者分のみを計上してください。

Q18 月途中から発生する家賃等はどのように記入するか。

A18 居住が1月に満たない月（日割り計算となる期間）は補助対象外とします。

（例）5月15日に入居→5月分家賃（15日～31日分）は補助対象外です。6月分家賃以降の10か月分が対象となります。

Q19 生活に必要な日用品や家電の購入費、食費は本事業の補助対象となるか。

A19 対象となりません。

6 提出書類及び申請全般について

Q20 支払に係る報告書類として、レシートを提出してもよいか。

A20 原則、領収書を提出してください。法人が負担したことが明確でない場合、レシートは受け付けられません。

Q21 教材をインターネットで購入したところ、金額に送料や振込手数料が含まれていた。これらも対象になるか。

A21 対象となりません。商品代金のみが対象となります。

Q22 教材をインターネットで購入したところ、ショッピングサイトでポイントが付与された。その場合の実績報告額は、ポイントを差し引く必要があるか。

A22 付与されたポイントがある場合は、現金換算して差し引いて報告してください。